

大阪市公募型比較見積実施要綱

制 定 令和8年6月12日

(趣旨)

第1条 本要綱は、調達・契約システム（以下「システム」という。）を用いて発注する公募型比較見積（発注内容に係る見積書（システムを用いて提出された、発注内容に対する見積内容を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）の提出を公募し、提出された見積書の中から、本市にとって最も有利な見積内容を提示した事業者を契約相手方として決定する方法をいう。）について、大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(公募時の公表事項)

第2条 公募型比較見積を実施するときは、次の各号に掲げる事項をシステムにより公表するものとする。

- (1) 仕様書等発注内容を明確にするもの
- (2) 参加資格
- (3) 見積書の提出期間
- (4) 手続及びスケジュール
- (5) 発注の実施を担当する所属及び問合せ
- (6) 契約事務を担当する所属及び問合せ先
- (7) 無効又は失格に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(予定価格)

第3条 予定価格は、原則として公募時に公表しないものとする。

(参加資格)

第4条 公募型比較見積に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 見積書提出時において、大阪市入札参加有資格者名簿に当該公募型比較見積で求めている種目で登録があること
- (2) 見積書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 見積書提出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) その他発注する案件ごとに、特に必要と認めた条件を設定した場合は、当該条件を満たすこと

(仕様書等に関する質問及び回答)

第5条 公募型比較見積に参加しようとする者の仕様書等の内容に関する質問への対応を行う場合は、質問を受け付ける期間及び方法を公表するものとする。

2 質問に対する回答は、公表内容において定めた方法によるものとする。

(参加の申込み)

第6条 公募型比較見積の参加の申込みは、公表された仕様書等に基づき、システムによる見積書の提出をもって参加申込みとして取り扱うものとする。

(見積書の提出)

第7条 見積書の提出等の手続はシステムにより行い、見積金額、くじ申込番号(3桁の任意の数字)等必要な事項が全て入力されたものを有効なものとして取り扱い、郵便、持込等は認めないものとする。

2 一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできないものとする。

(再度の見積書提出)

第8条 公募型比較見積参加者(第10条の規定により当初の見積書が無効となった者を除く。)が提出した見積書の全てについて、見積価格が予定価格の制限の範囲を超えた場合においては、当該公募型比較見積参加者に対して、再度の見積書の提出を依頼することができる。ただし、予定価格を事前に公表した場合は、この限りではない。

2 前項による再度の見積書の提出方法等の取扱いについては、前条を準用するものとする。

3 前2項による再度の見積書の提出期限はシステムにより通知するものとする。

(参加資格の確認)

第9条 前2条により提出のあった見積書のうち、見積価格が予定価格の制限の範囲内で最も低い価格の見積書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定した上で、第4条に定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

2 前項において、最も低い価格の見積書を提出した者が2者以上ある場合は、見積書の提出に併せて入力するくじ申込番号を用いて、システムによるくじ引きにより順位を決定し、最上位の者に対して、前項の規定に基づく確認を行うものとする。

3 第1項の規定に基づく確認の結果、参加資格を満たしていることが確認された場合は、次順位以降の参加者に係る確認は行わないものとする。

4 第1項の規定に基づく確認の結果、参加資格を満たしていないことが確認された場合は、その者の提出した見積書を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出した他の者のうち、最も低い価格の者を新たに契約の相手方の候補者として決定し、第1項の規定に基づく確認を行うものとする。以降、契約の相手方の候補者が参加資格を満たしていることが確認できるまで、同様の手続を行うものとする。

(見積りの無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 第4条で定める参加資格を満たさない者がした見積り
- (2) 指定の日時までには到達しなかった見積り
- (3) 指定の方法によらずになされた見積り
- (4) 再度の見積書提出の場合において、前回最低見積金額以上の見積り
- (5) 見積りに関し不正な行為を行った者がした見積り
- (6) 見積書提出後、契約相手方の決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者が行った見積り
- (7) その他発注する契約の公表時において指定した見積条件に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第11条 第9条で定める参加資格を満たしていることを確認した者を契約の相手方とする。

- 2 最も低い価格の見積書を提出した者の見積価格が予定価格の制限の範囲を超えている場合には、当該見積者と価格交渉を行い、契約の相手方とすることができる。
- 3 前項において、最も低い価格の見積書を提出した者が2者以上ある場合は、システムによるくじ引きにより決定した順位により価格交渉の相手方を決定する。
- 4 契約の相手方が決定したときは、システムによりその旨を通知する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公募型比較見積に関し必要な事項は、発注する契約の公表時に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。